

薬生食監発0729第1号  
令和3年7月29日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

イタリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「イタリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」  
(平成28年5月2日付け生食監発0502第1号)により取り扱っているところ  
です。

今般、検疫所において、VERCELLI SPA (施設番号 CE IT 235M) から輸出  
された貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分  
であることが確認されました。

現在、イタリア側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知す  
るまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を  
保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡  
するようお願いいたします。